

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	明石市 源泉徴収票等法定調書作成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、源泉徴収票等法定調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	-
------	---

評価実施機関名

明石市長

公表日

令和5年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等法定調書作成に関する事務
②事務の概要	市等が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収をし、税務署に納付する。その際、源泉徴収票や支払調書等の法定調書を作成(電子媒体による提出も含む。)し、個人番号を記載して委員、講師、他市町村及び税務署へ提出する。
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
給与報酬等支払管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局職員室給与・厚生担当
②所属長の役職名	担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5003
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	明石市総務局職員室給与・厚生担当 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5006

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	総務部職員室人事課	総務局職員室給与・厚生担当	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	横田 秀示	久保井 順二	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	明石市政策部市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5003	明石市政策局市民相談室行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5003	事後	
平成29年5月29日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	明石市総務部職員室人事課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5006	明石市総務局職員室給与・厚生担当 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 078-918-5006	事後	
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職	久保井 順二	担当課長	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	(新規)	接続しない(入手) 接続しない(提供)	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	(新規)	十分である	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 8. 監査	(新規)	自己点検 内部監査	事後	
令和1年6月21日	IVリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和3年8月27日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年11月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	500人未満 平成27年6月1日時点	500人以上 令和3年8月27日時点	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和5年11月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	市が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収をし、税務署に納付する。 ～以下略～	市等が委嘱した委員や講師に対し報酬等を支払う際に源泉徴収をし、税務署に納付する。 ～以下略～	事前	
令和5年11月2日	I 関連情報 3. 特定個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項	事後	